

関西電力株式会社大飯発電所第4号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 執行役社長 森本 孝

申請年月日等：

2021年 8月16日（関原発第153号）

補正年月日等：

2021年10月22日（関原発第418号）

2. 発電所の名称及び位置

名称：大飯発電所

位置：福井県大飯郡おおい町大島

3. 発電所の出力及び周波数

出力： 2, 360, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子力設備

2. 原子炉冷却系統設備（加圧水型原子力発電設備）

2. 4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

2. 8 化学体積制御設備に係る次の事項

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、
駆動方法、個数及び取付箇所

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統設備の一次冷却材の循環設備及び化学体積制御設備の
改造

6. 申請の理由

大飯4号機の原子炉冷却系統施設配管において、製造過程で曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、これらについて自主的な安全対策として、硬化層が形成されない曲げ管へ取替えるとともに、弁や管継手についても、配管と一括して取替えを行う。

また、大飯3号機加圧器スプレイ配管の1次冷却材管と管継手の溶接部に有意な指示が認められたことに鑑みて、自主的な安全対策として、1次冷却材管台と管継手の溶接部についても取替えを行う。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。